平成２５年（フ）第１０２１号
神奈川県藤沢市湘南台２丁目９番地の２
ヴェルセ湘南702号室
債務者　西岡　克美
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２１９６号
福岡市早良区四箇６丁目４番６号
破産者　株式会社ヒット・ワイ
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２６号
鹿児島県肝属郡肝付町前田1350番地１、前住所鹿児島県鹿屋市串良町上小原5230番地３
破産者　永田　秋人
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１２７号
鹿児島県肝属郡肝付町前田1350番地１、前住所鹿児島県鹿屋市串良町上小原5230番地３
破産者　永田れい子
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１３２７号
札幌市手稲区曙２条３丁目２番34号
破産者　株式会社フォーレスト
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７３号
栃木県日光市森友1516番地116　ウッズパル201、前住所栃木県日光市平ヶ崎94番地７
丸市コーポ105号室
破産者　折笠　雄一
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１１６号
栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁135番地２
ヴィラルエーレＡ―３、前住所栃木県宇都宮市雀の宮７丁目22番６号
破産者　前原　秀夫
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２７０号
埼玉県春日部市東中野1458番地４
破産者　マイスターズホーム株式会社
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１６０４号
大阪市浪速区恵美須東１丁目21番４号
破産者　株式会社マルトミ
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９２号
岡山県加賀郡吉備中央町下加茂649番地３
破産者　有限会社加賀ファーム
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５９３号
岡山市東区矢津1856番地、旧住所岡山市東区城東台東１丁目12番１号
破産者　日名　泰之
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５７９号
福岡県大野城市錦町２丁目１番７―303号
破産者　光建設株式会社
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４９号
福岡市西区野方１丁目22番26号
破産者　株式会社松家酒販
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３２６号
横浜市西区中央２丁目41―18、商業登記簿上の本店所在地横浜市西区戸部本町50番18―101号
破産者　有限会社ランチューニングファクトリー
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０号
山梨県中巨摩郡昭和町築地新居2272番地
破産者　株式会社ユウケン
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８３号
静岡市清水区庵原町587番地の14
破産者　株式会社東海照明
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３６６号
愛知県岩倉市野寄町馬伏22番地
破産者　株式会社ミタカ
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１０７８号
京都市伏見区深草西浦町４丁目79番地の１
破産者　株式会社ろくさん
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４７号
福岡県飯塚市阿恵384番地１　阿恵コーポ406号、前住所福岡県飯塚市幸袋102番地１
破産者　和多　太生
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

破産手続終結

平成２３年（フ）第２７１８号
福岡県筑紫郡那珂川町松木３丁目162番地２
破産者　株式会社アベニュー
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２１４１号
福岡市南区老司５丁目42番９号
破産者　松永　雄大
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部